

タイトル	刑事判例研究 札幌地判平成29年3月13日（札幌かに本家札幌駅前本店看板落下事件第一審判決）
著者	神元，隆賢；KANMOTO, Takayoshi
引用	北海学園大学法学研究，53(1)：27-36
発行日	2017-07-30

店舗の突出看板が歩道上に落下し、歩行者が負傷した場合において、店長職を行っていた副店長について業務上過失致傷罪を認め、店長職に本家札幌駅前本店看板落下事件第一審判決)

札幌地裁平成二九年三月一三日判決(控訴)

(平成二八(わ)一一一號・業務上過失傷害被告事件)

(判例集未登載)

神 元 隆 賢

【事実の概要】

被告人は、愛知県名古屋市中に本社を置く株式会社札幌かに本家札幌駅前本店(以下「本件店舗」)の副店長として店長職を行っていた。本件当時、株式会社札幌かに本家の経営する

飲食店には「店長」の役職名を持つ社員はならず、「副店長」が業務を統括する店長業務に従事し、被告人にも渡されていた「店長手引書」には業務項目として看板、ネオン等の外部的チェックも記載されていた。本件店舗の建物(以下「本件建物」)は昭和六〇年三月に建築された、株式会社札幌かに本

家所有の地上七階建てのビルで、本件建物壁面の高さ約八メートルから約一五メートル付近には歩道上に突き出す形で、鉄板枠に「札幌」「か」「に」「本」「家」「駅前本店」と表示されたアクリル板の文字看板がはめ込まれた突出看板（以下「本件看板」）が設置され、ステンレス製板が組み合わされた支柱（以下「本件支柱」）により外壁に固定されていた。

平成二七年二月一五日午前一時から午前一時三〇分までの間頃、本件看板下方付近の歩道において、本件看板の一部である箱状の重量約二・八キログラムの腐食した金属製部品（以下「本件部品」）が、相当量の腐食した鉄片やステンレスの塗膜片とともに落下した。

午前一時三〇分の少し前頃、本件店舗のガラスをふいていた本件店舗従業員に対し、通行人が本件部品の方を指さして「何か落ちてますよ。危ないから気を付けなさい」と言い、同従業員は辺りを見回すなどしたが、その物体が何なのか分からなかったため被告人を呼んだ。

午前一時四〇分頃、被告人は本件部品に近づき周りを見回し、本件店舗の建物（以下「本件建物」）及び隣接するHビルの外壁等を眺め、さらに本件建物の屋上に上がり外壁を見下ろそうとしたものの、側縁の壁が厚かったためかなわず、

続いて屋上の巨大なネオン看板の周囲などを見回したが、異常を発見できなかったため、本件部品は本件店舗の物ではないと判断し業務に戻った。

午後〇時三〇分頃、Hビル内店舗の店長及び従業員は、前記歩道上で本件部品を発見し、これが本件建物から落ちてきたものではないかと思ひ、午後一時前頃、本件店舗従業員に対し、本件部品の確認が取れているかどうかと注意したが、同従業員は本件店舗のものではない旨応じた。

午後一時五五分頃、重量約二五・七キログラムの本件支柱が落下し、歩道上を通行していた被害者（女、当時二二歳）の頭部に衝突し、被害者は負傷（頸髄損傷等、全治不能）した。

鑑定書によれば、本件支柱の落下原因は以下の通りであった。すなわち、本件支柱は、外壁に固定される溶接か所六か所中五か所が腐食により分離して著しく強度が低下し、本件支柱と外壁の接続は残り一か所の溶接部分のみとなっていた。本件部品は、元々は直上の本件支柱と四か所で接続され、直下の文字看板とは接続されていなかったところ、腐食等により本件支柱との固定が失われ、文字看板の上に乗っただけの状態になっていた。以上の状態で、本件支柱と外壁との残

り一か所の溶接部分が破断して、本件支柱が一時的に本件部品の上に完全に乗った状態となり、本件支柱の重心がある外壁側の部分が下にずれ落ちる過程で、本件部品が外壁の反対側に押し出されて先に落下、その後に本件支柱が落下した。

以上の事案につき、札幌地検は、被告人には本件店舗の「副店長」として、本件店舗からの落下物により歩行者が負傷する事故の発生を未然に防止すべき注意義務を負う立場にあったこと、本件部品に続いて本件店舗からさらに部品が落下するおそれがあることを容易に認識しえたことから本件事故の予見可能性があったこと、本件店舗では外壁に積もった雪が落下して歩道を通行中の歩行者に衝突する危険が生じた場合には、カラーコーン等を設置していたのであるから、本件においてもそれを使用して、歩行者を本件部品が落下していた付近からできる限り遠ざけるよう誘導するなどの措置を講じて事故の発生を防止すべき結果回避可能性があったこと等から、業務上過失致傷罪が成立すると主張した。求刑は罰金五〇万円であった。

一方、被告人及び各弁護人は、以下のようにして無罪を主張した。

第一に、注意義務の有無については、本件店舗の看板等に

ついては本社営繕部が管理しており、店長（あるいは「副店長」）は、誰が見ても危険な状態である場合の対応やタイマー等の作動確認を担当するにとどまり、本件看板を含めた設備等の維持・管理には関わっておらず、本件店舗の外装の修繕に立ち会ったり点検を指示されたりしたこともなかったこと等から否定されるところとした。

第二に、予見可能性については、本件部品がHビルの屋上等から落下してきたものである可能性も十分に考えられ、被告人が当然に本件店舗建物に由来するものと認識しえなかったこと、本件部品は腐食により、一見して本件看板の部品と連想しえなかったこと、被告人は本件店舗の外装設備の維持・管理に関わっておらず、本社営繕部から本件看板等に異常があるなどの報告を受けていなかったこと、業者による点検によっても、本件看板の異常が見過ごされていたという特殊事情があったこと等から否定されるところとした。

第三に、結果回避可能性については、本件当時は強風が吹いており、本件店舗建物のどこが脱落等の異常を生じたか所なのか、その異常の原因も判明していないのであるから、どこからどこまでの範囲で通行止め等の措置をとるべきかの判断が相当に困難であったこと、点検業者に連絡したとしても、

本件支柱が落下するまでの約二時間以内に点検業者が確実な事故防止の措置をとりえたことを示す証拠は提出されておらず、警察や消防等に通報したとしても本件支柱による事故の発生を確実に防止できたとは断じえないこと等から否定されたとした。

第四に、刑法上の過失は、およそ少しでも予見可能性があれば認められるものではなく、刑事罰を正当化するに足りる程度の子見可能性を前提とすべきで、本件について被告人に過失を認めるのは、ほとんど結果責任を問うに等しく、刑法の謙抑主義に照らし問題があるとした。

【判旨】

有罪（罰金四〇万円）。

被告人の注意義務の有無については、上記の店長手引書等から、「本件店舗の店長職を行っていた被告人は、……店舗の建物、設備や機器等の点検確認等を日常業務の一環として行うものとされ、このような意味において施設・設備の維持・管理等の業務に従事することとされていたものと認められる。……店長職を行う者が、その業務として、当該店舗建物の内外にかかわらず施設・設備の異常の有無を点検すること

とされていたのは、前記資料（店長手引書）の内容から明らかであるし、日常業務としての点検確認が店内設備の範囲に限られるというのは、常識的にも想定し難いというべきである。……例えば、そのような店舗内外の設備等に異常が見られ、周囲に危険が生じかねないような状況で、当該店舗にあって店長職を行う者にこれに当面対処する責任が帰属するといえるのは、その地位、立場等に照らし当然のことといえる。被告人の業務内容が弁護人が主張するようなごく軽微な点検等に限定されていたと解することはできない……。業務分掌上、本部建築営繕部が各店舗施設等の法令点検に当たるなどそれらの維持・管理を所管していたとしても、それは維持・管理業務が各店舗で店長職を行う者との間でその範囲で分担されていたというにすぎないのであるから、被告人の業務について先のように認定する妨げにはならない。」とした。

予見可能性については、「(著者注・本件部品の)このような外観のみからは、これがどういう物体か、通常どこでいかなる用いられ方をするものなのかなどは直ちに判然とするようなものではないが、少なくとも、建築構造物の一部をなす部材である可能性はある程度現実的なものとして想定し得るといえる。また、本件部品の周辺には、それに由来すること

が明らかな鉄片や塗膜片が相当量落ちていたことや、一面のステンレス製板がはがれ落ち、別の一面のそれが内側に大きくへこんでいたことなどは、どこから落下した際の衝撃が原因で生じたものと想定することが十分可能であったと認められる。

そして、本件部品がどこに由来するものであるかについては、……様々な可能性も想起し得るところではある。しかし、本件部品が発見確認された場所は、本件建物のほど近くであつて、本件建物のどこから落下すれば、そこに至る可能性が十分存する範囲であつたと認められる。また、……本件部品のステンレス製板の外見は、本件看板等の外観の相当部分を占める鉄板枠と色合い、材質（質感）が共通、類似しており、かつ、そのことは歩道上からの目視によつても十分に把握可能であつたと認められる。加えて、本件建物及び本件看板は建築又は設置から約三〇年が経過しており、被告人もそのことを知っていたということは、本件部品の古びた外見等と相まって、これが本件看板を含む本件建物に由来するものであるとの想定をより可能にさせる事情のひとつといえる。さらには、本件当日は朝からかなり強い風が吹いていたところ、……本件建物の周辺でも、建築構造物に取り付けら

れた設備・物品等への影響も懸念されるような強さの風が断続的ながら相当時間にわたつて吹いていたと認められる。そうすると、被告人が本件部品を発見確認した当時の状況から、これが本件看板を含む本件建物のどこから落下したものである可能性を想定することは十分可能であつたと認められ、特に、本件部品の外観が、本件看板等のそれと色合い等が共通していることが十分把握可能であつたことや、本件部品が発見された場所のほぼ真上に本件看板があつたことからすると、中でも本件看板に強い関心を寄せ、それにより本件部品が本件看板に由来する（本件看板から落下してきたものである）可能性を十分具体的に疑うことができたと認められる。加えて、（著者注…本件看板の構造等から）本件看板を含む本件建物から更に別の部品が落下するおそれがあることについても、やはり想定可能であつたと認められる。」として、これを肯定した。

結果回避可能性については、「本件部品の脱落箇所は、本件看板が見える窓を開放して観察するなどすればよりの確に把握でき、歩行者に対する注意喚起も、本件店舗内に数多く備え置かれていたカラーコーンやコーンバーを用いるなどして十分実施可能であつたと認められ、このような比較的単純な

措置を行えば、本件のような部品の落下による人の身体の安全に対する危険は、問題なく回避することができたと認められる。」とした。

結果責任を問うに等しいとの弁護人の主張については、「本件で被告人について認定することができる認識可能性は、『およそ不可能とはいえない』といった程度の低いものではなく、本件店舗の店長職を行う者が、……本件建物を点検し本件部品の脱落箇所の特定に努めるなどの措置に出ようとする動機を基礎づけるものとしては、十分なものであったと認められる。被告人に対し結果責任を問うのに等しいなどといった懸念は当たらないというべきである。」とした。

【評釈】

一 本件で問題となるのは、以下の点である。

第一は、本件店舗の「副店長」の肩書きを持つ被告人が、本件店舗からの落下物により歩行者が負傷する事故の発生を未然に防止すべき注意義務を負う立場にあったかという点である。副店長の店長業務に本件店舗の外装設備の維持・管理業務も含まれるならば、上記の注意義務は当然に肯定されるどころか、「店長手引書」には業務項目として看板、ネオン等の

外部的チェックも記載されていたことから、少なくとも形式的には注意義務を負う立場にあったことは肯定される。もっとも、上記の業務を遂行するための権限が、形式的にとどまらず、実質的にも被告人にあったかは問題となる。

東京地判平成二〇年七月二日判タ一八九二号一〇三頁（新宿歌舞伎町ビル火災事件）は、四四名の死者、三名の負傷者を出した雑居ビルの火災事故において、ビルを所有する会社の実質的経営者である取締役、同ビルの防火管理上必要な業務に従事していた代表取締役、並びに、ビル内店舗の経営者及び店長ら五名には業務上の注意義務が認められ業務上過失致死傷罪が成立するが、ビル内店舗の経営者を補佐するだけで経営上の重要事項についての裁量権が与えられていなかった者には同罪が成立しないとした。

前橋地判平成二五年一月一八日判タ一四一二号三五六頁（静養ホームたまゆら火災事件判決）は、要介護高齢者等の入居型介護施設の出火原因不明の火災において、施設側の避難誘導等に関する人員配置、施設維持管理等の措置が十分でなかったことにより入居者九名が死亡した事案について、施設の運営・管理等の業務全般を統括していた理事長については業務上過失致死罪の成立を認めたが、「施設長」と称され入居

者の介護等に関する業務を幅広く担当していた理事については、「施設長」の呼称が名目的、限定的なもので、人事や施設維持管理は理事長が独自の判断で行っていたこと等から同罪が成立しないとした。

以上のように、判例は、企業、組織体の運営において発生した業務上過失事件については、肩書きや形式的な権限ではなく、実質的な権限を参照して業務者の注意義務の有無を判断している。

それでは、本件被告人はどうか。本件では、本社営繕部が本件店舗の外装設備の維持・管理業務を行っていたところ、本社営繕部のみを上記業務者と解したならば、本件店舗には外装設備にかかる現場責任者が存在しないこととなる。そうすると、被告人ではなく本社営繕部担当者の過失責任が問題となるが、本判決では本件部品の落下が予見可能性を根拠づける重要な事実とされているから、本件部品の落下を現認し対応することのできない本社営繕部担当者の予見可能性を肯定することは困難というべきで、結論としては何者の過失責任も問うことができなくなってしまう。店舗経営において、店舗を本社から遠くに設置したうえで当該店舗に現場責任者を置かず本社が管理することによって、店舗の施設・設備等

の管理に起因して発生した事故の刑事責任をすべての者が免れるというのは、到底妥当とはいえない。本件の「店長手引書」には業務項目として看板、ネオン等の外部的チェックも記載されていたのであるから、上記業務の全部とは言わずとも一部は副店長である被告人も負っていたと言うべきで、その点で、被告人の注意義務を肯定した本判決の認定は妥当であったように思われる。

二 第二は、被告人に予見可能性があったかという点である。被告人は、落下した本件部品を本件看板の一部と認識しなかったところ、それに続く本件支柱の落下を予見しえたかは問題となる。

まず、本件部品の落下に続く本件支柱の落下は、上記鑑定書の過程を経て発生したものであるが、被告人がこの過程を具体的に予見していたか否かは格別問題とならないというべきである。大阪地判昭和六〇年四月一七日判タ五六七号八六頁（天六ガス爆発事件）は、地下鉄工事中にガス管の継手部が劣化して抜け出し、ガス会社パトカーのエンジンの火花が引火して爆発し多数の死傷者を発生させた事案について、現場責任者、作業員らに業務上過失致死傷罪が成立するかが争

われたところ、「中圧管が継手部で拔出したりすれば、その後どのような経過をたどるかとは別として、……本件継手部には抜止め防護の施行が工法上要求されるとの点につき認識なし認識可能性があれば、それだけで右予見可能性が裏付けられるのであって、継手の締結力に現に欠陥がありあるいは欠陥が生じることやその原因について具体的な認識ないし認識可能性のあることは必ずしも必要でない」としている。これに照らせば、被告人に本件看板の欠陥の認識可能性がありさえすれば、予見可能性があるということになる。

一方、学説上は、過失行為のもつ危険性は結果の予見可能性にあるから、結果予見義務違反が過失の本質であって、予見可能性は具体的レベルで要求されるとする旧過失論¹⁾、結果すなわち法益侵害の発生を回避するために必要な標準的態度ないし行動基準をとらなかつたという結果回避義務違反が過失の本質であって、予見可能性は抽象的で足りるとする新過失論²⁾、重大な不注意があるために、容易に結果を予見しうるにもかかわらず、予見しなかつたことが過失犯の内容であるとして、予見可能性は、結果や因果経過の態様を「具体的」に予見したかではなく、行為者が認識している「危険の程度が高度」であるか、そして予見の「可能性が高度」であるか

を基準に認定すべきとする「高度の予見可能性」³⁾説等が対立している。故意、過失の本質を責任と解する論者は旧過失論、違法性と解する論者は新過失論を採る傾向があるが、新旧過失論の対立は、結局のところは予見可能性に関する程度の問題で、いずれの立場を採つたとしても、学説の具体的運用によつては結論が似通つてくることもありうる。とはいえ、近年の複雑な科学技術の進展に照らして考えると、危険な行為に出て結果が発生したが、「具体的」な因果経過の予見は困難である場合は相当に多いと思われる。「高度の予見可能性」説を支持すべきであろう。これは、上掲大阪地判昭和六〇年四月一七日の内容とも乖離しない。

そこで、被告人に本件部品の落下を認識した時点で、本件部品が本件看板に由来し、続いて本件支柱等が落下する「具体的」あるいは「高度」の予見可能性があつたかが問題となるところ、本判決は、「本件部品の外観が、本件看板等のそれと色合い等が共通していることが十分把握可能であつたことや、本件部品が発見された場所のほぼ真上に本件看板があつたことからすると、中でも本件看板に強い関心を寄せ、それにより本件部品が本件看板に由来する（本件看板から落下してきたものである）可能性を十分具体的に疑うことができた

と認められる。」などとして予見可能性を「具体的」ないし「高度」レベルで肯定している。

あるいは弁護人がいうように、本件看板を点検した業者が腐食等を見過ごしたこと等により、本社営繕部から被告人に対し、本件看板の異常についての報告等がなかった事實は、被告人の予見可能性を否定する方向に働くように見えなくもない。「他人が予期された適切な行動に出るであろうことを信頼するのが相当な場合には、たといその他人の不適切な行動のために結果を発生させたとしても、これに対しては責任を負わない」との信頼の原則に基づき、被告人が、本社営繕部及び本件看板を点検した業者の点検等を信頼したことにより、本件看板の欠陥の認識可能性を喪失したと解するのである。仮に本件事故が、本件部品の落下等の一切の前触れなく、本件支柱が突然落下して通行人に衝突して発生したものであったならば、このように解して被告人の予見可能性を否定することも不可能ではなかったかもしれない。しかしながら、本判決は、一貫して、被告人が本件部品の落下を認識してから、続く本件支柱の落下による衝突事故の発生を予見できたかのみを問題とし、点検業者の不十分な点検を被告人が信頼していたかは一切問題としていない。現実に本件部品が

落下し、それが本件看板の一部であることを疑うことができた以上は、予見可能性を肯定せざるをえないように思われる。

三 第三は、被告人に結果回避可能性があったかという点である。弁護人は、本件部品から本件支柱が落下するまでの約二時間で点検業者や警察、消防が事故防止の措置をとることは困難であったと主張したが、本件において問題となつてい「結果」は、本件支柱が落下した事実ではなく、本件支柱の被害者への衝突による負傷の事実であるから、本件支柱の落下自体を回避する必要はない。その点でいえば、本判決が示すように、本件店舗内に数多く備え置かれていたカラーコーン、コーンバーを用いて看板直下付近の通行止め等の措置をとることで、被害者の負傷は十分に回避可能であったといふべきであろう。弁護人は、異常の原因が判明していなかったため、通行止め等の措置をとるべき範囲の判断も困難であったと主張したが、本判決がいうように、本件部品が本件看板に由来する可能性を「十分に具体的に疑うことができた」ことを前提とするならば、本件看板直下付近は最低限、通行止め等の措置をとるべき範囲と判断されよう。

- (1) 西田典之『刑法総論』（第二版・二〇一〇年）二六〇頁。
- (2) 大塚仁『刑法概説（総論）』（第四版・二〇〇八年）二〇二頁、福田平『刑法総論（全訂第五版・二〇一一年）二二五頁、川端博『刑法総論講義』（第三版・二〇一三年）一九三頁、大谷實『刑法講義総論』（新版第四版・二〇一二年）一八三頁、高橋則夫『刑法総論』（第三版・二〇一六年）二二六頁。
- (3) 平野龍一『刑法総論Ⅰ』（一九七二年）一九四頁、林幹人『刑法総論』（第二版・二〇〇八年）二八〇頁。
- (4) 「高度の予見可能性」説によれば、さらに本件看板落下により通行人等に生じる危険の程度も問題となるが、これが当然に肯定されることは言うまでもない。
- (5) 西原春夫『刑法総論』（一九七七年）一八〇頁。